

令和7年度 島根県立出雲高等学校

第2次募集入学者選抜（第2次募集） 募集要項

1 求める生徒像

＜普通科・理数科共通＞

- ・ 好奇心が旺盛で、基礎学力を有している生徒
- ・ 感性豊かで、誠実に他者と関わることのできる生徒
- ・ 進んで集団に貢献しようとする意欲のある生徒

＜理数科＞

- ・ 数学や理科に関する事象や課題に向き合い、課題の解決に向けて積極的に挑戦する意欲のある生徒

2 選抜において重視する点

総合的な学力及び特別活動や部活動等の諸活動への取り組み状況

3 第2次募集募集人員

令和7年度公立高等学校入学者選抜の合格発表の時点で欠員が生じた学科において、その学科の欠員数を第2次募集の募集人員とする。

ただし、普通科における地域外からの合格者については、その制限を超えないこととする。

第2次募集を行う学科及び募集人員は、令和7年3月14日(金)10時に県教育委員会のホームページで公表される。普通科における地域外からの合格者数も、同ホームページで確認すること。

4 出願

(1) 出願資格

次の(ア)から(カ)のいずれかに該当する者で、令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜の一般選抜学力検査を受検している者。

(ア) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

(イ) 令和7年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

(ウ) 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

ただし、以下の(エ)から(カ)に該当する者を除くものとする。

(エ) 令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜に合格した者

(オ) 令和7年度入学者選抜において、高等専門学校、県外の高等学校又は県内の私立高等学校等に合格し、入学手続をした者

(カ) 令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜の一般選抜において、本校に出願した者

(2) 出願期間

令和7年3月17日(月)から3月18日(火)12時までとする。志願先高等学校への持込みによる提出を原則とするが、隠岐郡から出願する場合等、何らかの理由で郵送により出願する場合は、出身中学等の校長から出願先高等学校長へ電話にて一報を入れること。ただし、郵送による場合は、簡易書留速達に限る。

(3) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に本校校長に提出しなければならない。

(ア) 入学願書(様式第1号-2により本校が作成した様式を用いる)

入学願書は黒又は青のペン書き(消せる筆記具は不可)又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

第2志望学科を出願しない場合は空欄とせず、斜線を記すこと。一般選抜を受検した場合の「一般選抜受検校」の欄も、第2・第3・第4志望学科を出願していない場合は空欄とせず、それぞれ斜線を記すこと。

志願者氏名の記入については、氏名に常用漢字以外の漢字がある場合は、常用漢字で代替して記入する。ただし、自署欄には、手書きで正式な漢字で氏名を記入する。

(イ) 写真1枚

たて4cm×よこ3cm(6か月以内に撮影したもの)を願書右部の「受検票」部分にはりつけること。

なお、写真は無帽・無背景・正面、志願者を鮮明に識別できるものとし、原則として制服着用とする。白黒・カラー写真の別は問わない。

(ウ) 一般選抜の際に交付された学力検査料納付済証明書

一般選抜へ出願した者は、その際に交付された学力検査料納付済証明書を入学願書裏面の所定欄にはりつける。

(エ) 入学検定料 800円

島根県収入証紙を所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。

(オ) 地域内居住確認届 (様式第 9 号)

(保護者の居住地は地域内であるが、特別な事情により、保護者の居住地がある地域外の中学校 (国立・私立を除く) を卒業 (又は卒業見込み) の者が志願する場合)

(カ) 島根県公立高等学校入学志願承認願 (様式第 10 号)

(保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合)

イ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、所定の出願期間内に本校の校長に提出しなければならない。

(ア) 個人調査報告書 (様式第 4 号)

(イ) 学習成績・特別活動の記録等概要表 (様式第 5 号)

(ウ) 公立高等学校入学者選抜出願者名簿 (様式第 17 号) (第 2 次募集用)

(エ) 上記(ア)及び(ウ)の電子データ (暗号化され、CD-R に保存したもの)

県外中学校等から出願する際は、(エ)の電子データの提出は不要である。

(4) 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

保護者が県外に居住し、下記のア又はイに該当する場合は、島根県公立高等学校入学志願承認願 (様式第 10 号) に次の書類を添付して、入学願書とともに、出身中学校等の校長を経由して本校校長に提出する。

ア 保護者の転勤等による一家転住等、正当と認められる理由のある場合

(ア) 保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料

(イ) 島根県内の居住地が分かる資料

イ 県内に居住している確かな身元引受人のある場合

身元引受人を保護者と見なし、身元引受人の居住地に応じて「島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」I の 4 及び 5 に従うものとする。

(ア) 身元引受人の承諾証明書 (様式自由)

(イ) 志願者又は保護者と身元引受人との関係を示す、民生児童委員の証明又はその他それを証明する資料 (いずれも、様式自由)

(ウ) 身元引受人の住民票

ウ 保護者が既に県内に居住しているが、県外の中学校等から出願する場合

(ア) 保護者の住民票

(5) 自己申告書の提出

(ア) 志願者は、いずれかの学年で欠席日数が 30 日以上ある場合や、すでに中学校等を卒業している場合に、自己申告書 (様式第 16 号) を提出することができる。

自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は、黒又は青のペン書き (消せる筆記具は不可) 又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

(イ) 自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を他の提出書類とともに、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に本校校長へ提出しなければならない。

なお、出身中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に本校の学校名及び志願する学科名、出身中学校等の学校名、志願者氏名を記入すること。

(6) その他

いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。

5 出願後の辞退

出願した後、何らかの事由で受検を辞退する場合は、出身中学校等の校長はすみやかに本校校長に辞退届 (様式第 15 号) を提出すること。

ただし、複数の学科へ順位をつけて出願している場合、一部の学科のみを辞退することはできない。

6 入学者の選抜

(1) 作文及び面接等は実施しない。

(2) 選抜方法

(ア) 出身中学校等から提出された個人調査報告書、学力検査の成績等に基づいて高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定して選抜する。

(イ) 個人調査報告書と学力検査の比率は 40 : 60 とする。

7 合格発表

令和 7 年 3 月 24 日 (月) 15 時とする。ただし、郵送の場合は当日中に投函する。

また、当日県教育委員会管理サイトにおいても発表する。

8 注意事項

(1) 入学の意思表示

令和 7 年 3 月 26 日 (水) の入学予定者の登校日に「入学確約書」(合格通知書に同封した書類) を提出して入学の意思を表示すること。意思表示がない場合は合格を取り消すことがある。

(2) 入学予定者の登校日

令和7年3月26日(水)

入学予定者は保護者同伴で登校すること。その際、合格通知にあわせて配布する「入学のてびき」に指示しているものを持参すること。

やむを得ず本人が欠席する場合は、出身中学校等または保護者を通じて、あらかじめ欠席の理由を届け出ること(電話での届出可)。その場合も、保護者は出席すること。

9 入学者選抜に関する照会

出雲市今市町1,800番地(郵便番号693-0001) 出雲高等学校 教務部入試担当(TEL 0853-21-0008)